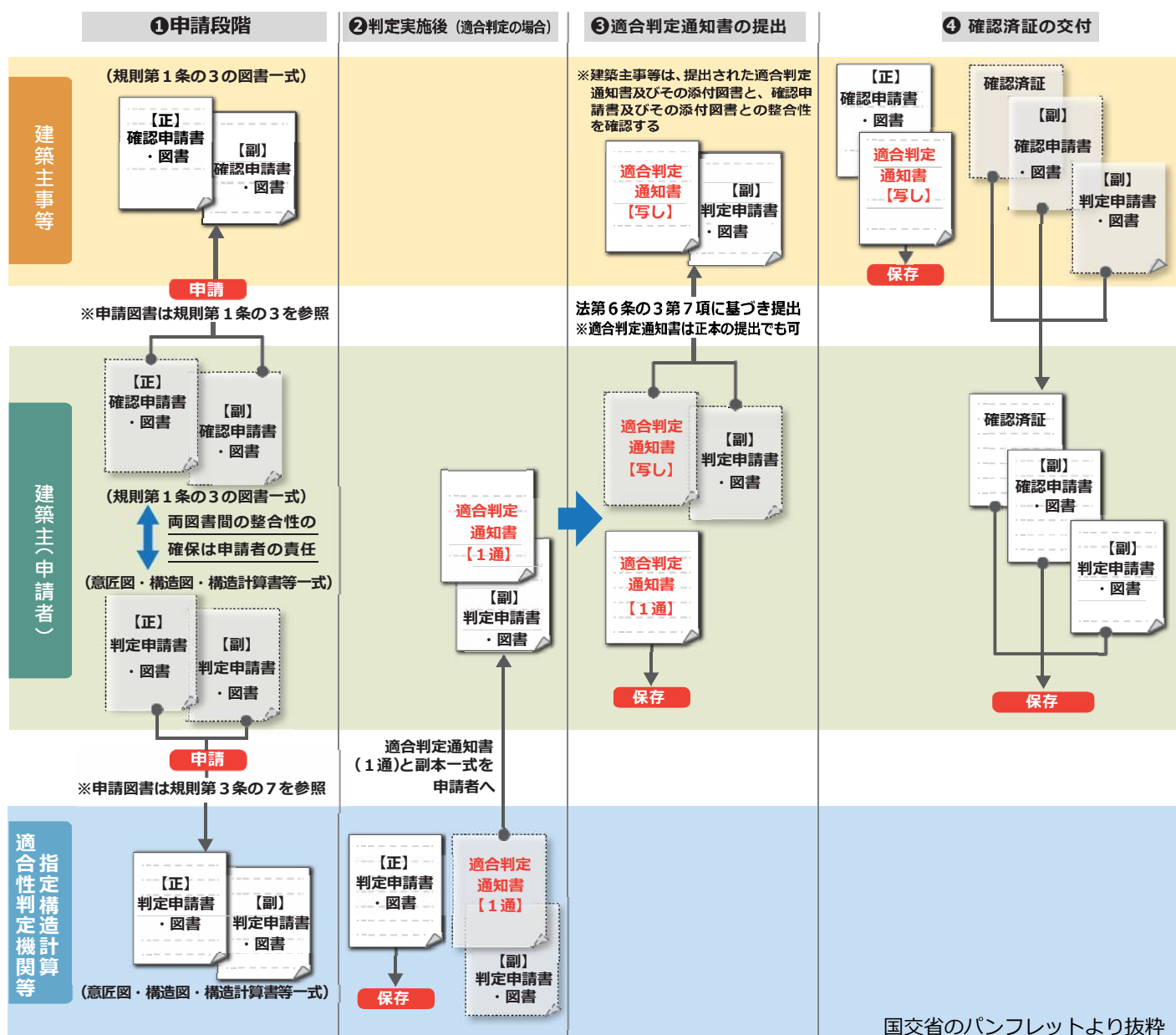


平成 26 年の法改正により申請手続きが変わりました！

- 確認申請（計画変更の申請を含む）を行う場合、建築主は、建築主事等と指定構造計算適合性判定機関等にそれぞれ申請します。
- 指定構造計算適合性判定機関等に対しては、申請書（正本・副本）と添付図書・書類をそれぞれ 2 通提出することになります。
- 建築確認の審査と分離されたことから、構造計算適合性判定に要する図書・書類については、意匠図、構造図及び構造計算書等に限定し（原則）、申請図書等が簡素化されます。

Point

建築主は、審査の途中段階においても、建築確認のための図書等と、構造計算適合性判定のための図書等の整合性の確保に注意する必要があります。



国交省のパフレットより抜粋

(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンターの 構造計算適合性判定について

当まちづくりセンターは、お客様の立場に立って、スピードを第一に誠実に対応します。

構造計算適合性判定は平成 19 年国土交通省告示 835 号により行われます。

☆ 事前の相談・審査から本審査まで、全ての案件を常勤判定員が対応しますので、
お客様のご都合に合わせた迅速な対応が可能

【 申請側の流れ 】

事前相談
仮申込み

本申請

正・副を提出して下さい。



・適合性判定通知書 + 副本
の受理
・確認機関へ提出
※大切に保管して下さい。

【 適判側の流れ 】 *お客様のメリット

- 建築計画段階の相談にも、常時、対応します。
 - 本申請前の事前審査により、本審査に要する時間が大きく短縮されます。
 - 質疑・回答等のやり取りは、Eメールや電話等、お客様のご都合に合わせ、効率的に対応します。
 - 事前段階で、確認機関が決まっていれば、連携を密に図り、食い違いが生じないよう効率的に対応します。
-
- 事前審査と同じ常勤判定員が対応しますので、迅速に処理できます。
- 事前審査で質疑対応が済んでいれば、翌日には判定通知書 をお出し
- ます。
- 質疑・回答等のやり取りは、Eメールや電話等で 迅速・柔軟に対応
- します。
-
- 審査が終了次第、ご連絡し、適合性判定通知書と副本をお客様にお渡しします。

※ 事前相談の仮申込書、本申請の様式は、当センターのホームページよりダウンロード して、ご利用ください。 不明な点は下記までお問い合わせください。



(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター 建築審査部
TEL : 03-5466-7611 FAX:03-5466-7613
E-mail : kouzou@tokyo-machidukuri.jp
U R L : <http://www.tokyo-machidukuri.or.jp>